

## 一般社団法人日本家族看護学会 利益相反管理委員会規程

(名称)

### 第1条

一般社団法人日本家族看護学会(以下,本学会という)は,定款第38条にもとづき,理事会のもとに利益相反管理委員会(以下,委員会という)を置く。

(目的)

### 第2条

委員会は,本学会及び会員の活動に関わる利益相反を適切に管理するとともに利益相反に関する重要事項を審議する。

(活動)

### 第3条

1.委員会は,前条の目的を達成するため,次の活動を行う。

- (1)本学会および会員の活動に関わる利益相反の適切な管理
- (2)本学会および会員の活動に関わる利益相反に関する重要事項の審議
- (3)利益相反管理指針および細則に関する審議
- (4)その他,利益相反の適切な管理に関する審議

(構成)

### 第4条

委員会は,委員長1名を含む計4名程度で構成する。委員長には理事を充てる。委員の選出にあたっては,委員会担当理事が理事会に候補者を推薦し,承認を得る。委員の任期は原則として2年とする。ただし,再任は妨げない。委員に欠員が生じた場合,これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は,辞任又は任期満了後においても,後任者が就任するまでは,その職務を行わなければならない。

(会議)

### 第5条

委員長は委員会を招集し,その議長をつとめるとともに,委員会事務を総括する。委員会は,委員の過半数以上の出席(委任状による出席を含む)をもって成立し,出席委員の過半数をもって議事を決する。

(規程の変更)

### 第6条

本規程の改廃は,理事会における決議を経て総会に報告しなければならない。

### 第7条

この規程に定めるもののほか,委員会運営に必要な事項は委員長が委員に諮り,理事会の承認を得て定める。

附 則

この規程は、令和4年9月9日から施行する。